

第11次和歌山県職業能力開発計画について

○職業能力開発計画の位置づけ

職業能力開発促進法第7条第1項により、国が策定する職業能力開発基本計画に基づき、本県で行われる職業能力の開発・向上に関する施策の基本となる計画
(計画期間：令和4年度から令和8年度の5年間)

○計画の内容

I ものづくりを中心とした若年技能人材の育成・確保、技能継承の促進

技能者の高齢化や若者の技能離れが進む中、県、高校等、産業界が連携して新規学卒者等の若年人材を育成・確保し、熟練技能の継承を促進

- (1) 新規学卒者を中心とした学院施設内訓練の実施
- (2) 高校等や産業界と連携した人材育成
- (3) 技能の向上・継承と技能尊重の気運醸成

II 県内企業・産業の成長を支える人材育成支援

現場力や生産性の向上に資するDX人材の育成や在職者訓練の実施とともに、離職者が労働需要のある分野へ円滑に再就職できるよう訓練機会を提供

- (1) 企業におけるDX人材の育成支援
- (2) 若年層を中心とした在職者訓練、技能指導・講習の実施
- (3) 離職者の職業能力開発

III 全員参加型社会の実現に向けた職業能力開発の推進

県が委託する民間委託訓練機関等で様々な訓練を実施し、スキルアップを支援

- (1) 女性・障害者等の職業能力開発支援
- (2) 生涯現役時代への対応
- (3) 県が実施する他の再就職支援事業等との連携

IV 産業界や国等との連携促進

県・国等が実施する公的職業訓練や各種事業の相互連携により、ものづくりやDX人材の育成・確保を支援

- (1) 国（ポリテクセンター等）との相互連携
- (2) 和歌山県職業能力開発協会・和歌山県国際交流協会等との連携
- (3) DX人材育成支援事業との連携

V 学院における職業能力開発推進体制の強化

職業訓練を実施し、地域に選ばれる学院となるよう、運営力の強化や指導員の資質を向上

- (1) ソフト面の充実・強化
- (2) ハード面の整備